

度会町いじめ防止基本方針

平成26年11月

度 会 町

(令和4年3月改定)

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等の対策に係る基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に係る基本理念	1
(2) いじめの定義	2
(3) いじめの防止等の対策に係る考え方	3
2 度会町のいじめの防止等の対策に係る取組	3
(1) 度会町いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
(2) 度会町いじめ対策審議会（度会町教育委員会の附属機関）の設置	4
(3) 度会町いじめ調査委員会（度会町の再調査機関）の設置	4
(4) いじめの未然防止のための取組	4
(5) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための取組	5
3 学校のいじめ防止等の取組	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
4 重大事態への対処	8
(1) 重大事態とは	8
(2) 重大事態の報告等	9
(3) 重大事態の調査	9
(4) 重大事態に係る調査結果の提供及び報告	10
(5) 重大事態に係る再調査	10
5 保護者等との連携	10

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、まただれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要があります。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切です。

そのため、国の「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、平成 26 年 11 月に「度会町いじめ防止基本方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（文部科学省）の策定及び「三重県いじめ防止基本方針」の改定に基づき、対策を総合的かつ効果的に推進するため、本方針の改定を行います。

1 いじめの防止等の対策に係る基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に係る基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に推進します。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策の推進にあたっては、いじめは許されない行為

であることや、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、児童生徒が理解を深めるようにします。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域並びに関係機関が連携を図りながら、いじめの問題の克服を目指します。

(2) いじめの定義

法第2条において、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

個々の行為が「いじめ」であるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。その際には、いじめられた児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、周辺の状況や関係者の聴き取り等、客観的な事実確認も行います。また、いじめにあたりと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、いじめと判断する場合には、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となります。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

なお、こうしたいじめの態様の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものや、

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談、通報をし、警察と連携した対応を図ります。

(3) いじめの防止等の対策に係る考え方

いじめの問題に対し、次のような基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の対策を推進します。

ア いじめは、人権侵害であり決して許される行為ではありません。

イ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであり、また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを認識します。

ウ 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努めます。

エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、見逃すことなく対応します。

オ いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。

カ ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持ち、早期発見に努めるとともに、いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図ることが重要です。

キ いじめは、学校、家庭、地域並びに関係機関などが連携し、一体となって取り組むべき問題です。

2 度会町のいじめの防止等の対策に係る取組

(1) 度会町いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、法第14条第1項の規定に基づき、「度会町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

構成は、学校、教育委員会、民生・児童委員、人権擁護委員、伊勢警察署、保

護者代表等で組織します。

(2) 度会町いじめ対策審議会（度会町教育委員会の附属機関）の設置

度会町立小中学校（以下「学校」という。）におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、度会町教育委員会が必要と認めた場合は、教育委員会の附属機関として「度会町いじめ対策審議会」を設置します。

「度会町いじめ対策審議会」は、教育委員会の諮問に応じて次の所掌事務を処理します。

ア いじめの防止等の対策に関する事項を審議します。

イ 教育委員会が学校からいじめの報告を受け、調査を行う場合は、必要に応じて当該附属機関が調査します。（法第 24 条）

ウ 学校における重大事態に係る調査を教育委員会が実施する場合は、当該附属機関が調査します。（法第 28 条）

(3) 度会町いじめ調査委員会（度会町の再調査機関）の設置

度会町教育委員会の重大事態に係る調査の結果について調査審議（再調査）するために町長が必要と認めた場合は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、度会町の附属機関として「度会町いじめ調査委員会」を設置します。

(4) いじめの未然防止のための取組

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育、人権教育ならびに体験活動等の充実を図ります。また、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動を推進します。

教職員が、いじめの防止等に関する理解を深め、実態に応じた適切な対処ができる資質や能力を向上するため、研修会の充実を図ります。

また、保護者や地域住民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、学校関係者評価等を活用した開かれた学校づくりの推進や啓発活動に努めます。

<具体的な取組>

- ア 指導主事訪問等をとおして、学校の教育活動全体を通じた取組の充実が図られるよう指導、助言を行います。
- イ 学級満足度調査等をとおして、学級の状態や児童生徒の心情を丁寧に把握するとともに、児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりを推進します。
- ウ 教職員のいじめに対する意識や指導力向上のため、研修の充実を図ります。
- エ いじめに対する取組について、保護者や地域の声、また学校関係者による評価を真摯に受けとめ、取組の充実、改善につなげていきます。

(5) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための取組

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられます。こうした状況を早期に発見し対応するため、心の相談員の配置や三重県教育委員会スクールカウンセラー配置事業等を活用し、各学校の教育相談体制の充実を図ります。

いじめへの対応については、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって取り組むことが大切です。その際、早急な対応を図るため、三重県教育委員会が配置するスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等に支援をいただくなど、関係機関との連携を一層進めるとともに、児童生徒の心のケアに努めます。このように外部人材の派遣要請を行うなど、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう支援します。

また、いじめを受けた児童生徒を守るためや、いじめを行った児童生徒への指導として、必要な措置を速やかに講じます。

<具体的な取組>

- ア 各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査や面談等を実施します。なお、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮します。

- イ スクールカウンセラーや心の相談員の配置、また教育支援センターでの専門員相談など教育相談体制の充実を図ります。
- ウ 児童生徒間のインターネット上のトラブルの未然防止や早期発見を図るため、学校における情報モラル教育を推進します。
- エ インターネット上のいじめに対する保護者の理解を深めるため、各種研修会等の機会を活用し啓発に努めます。
- オ いじめ問題等において、学校だけでは対応が難しい事案への的確な対応や、学校における早期解決へ向けての支援を実施します。必要に応じ、三重県教育委員会が配置するスクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員、スクールカウンセラーの緊急派遣など専門員の派遣要請を行います。
- カ 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図り、問題解決に努めます。

3 学校のいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、本方針を参考に、自校のいじめの防止等に係る取組について「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定します。

策定にあたっては、次のことに留意します。

- ア 校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について、より実効性の高い取組を実現していくために、適宜その内容を点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを図ります。
- イ いじめは、学校や地域全体で取り組むべき問題であるとの観点から、策定や見直しに際しては、広く周知に努め、十分な連携を図ります。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第 22 条の規定に基づき、学校にいじめの防止等の対策に係る組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置します。

○学校いじめ対策組織の位置付け

学校が策定する学校基本方針に当該組織の名称、構成及び役割等を位置付けます。

○学校いじめ対策組織の役割

ア 学校基本方針に規定する取組の実施や検証、修正等に係る中核的な役割を担います。

イ 学校におけるいじめの相談、通報の窓口としての役割を担います。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担います。

エ 緊急会議の開催や情報共有、事実関係の調査、児童生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携など、学校の組織的対応の中核的な役割を担います。

○学校いじめ対策組織の運営

ア いじめであるかどうかの判断を組織的に行うために、児童生徒の情報の共有化を図ることにより、特定の教職員が事案を抱え込まない仕組みづくりを行います。

イ 個々のいじめ事案に応じて、関係教職員やスクールカウンセラー等に参加を求めるなど柔軟な運営を図ります。

ウ 教職員による機動性のある日常的な対応体制を確保します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

○いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、被害者にも加害者にもなり得るという観点から、全ての児童生徒をいじめに向かわせないための取組が重要となります。

そのために、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることをめざして、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、いじめや差別を許さず互いを大切にできる仲間づくりを核とした人権教育に計画的に取り組みます。児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進します。

○いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われること

が多くあります。

そのために、ささいな兆候についても教職員が相互に情報を共有し、早い段階から複数の教職員が的確に関わるなど、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さない組織作りに取り組みます。

○いじめに対する措置

いじめに関わる事案については、直ちに教育委員会へ報告するとともに、特定の教職員が問題を抱え込むことのないよう、学校いじめ対策組織や関係機関等との連携による組織的な対応を図ります。

また、犯罪行為として取り扱われるべき事案については、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図ります。

○いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

○児童生徒の主体的な取組について

児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第 28 条により、いじめによる重大事態は次のように規定されています。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、例えば次のようなケースが想定できます。

- ア 児童生徒が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合で、「相当の期間」については、年間 30 日程度を一つの目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対応します。

また、法、本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月文部科学省）により適切に対応します。

(2) 重大事態の報告等

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに度会町教育委員会に報告するものとします。

重大事態の報告を受けた度会町教育委員会は、当該事案を直ちに度会町長及び三重県教育委員会に報告するものとします。

(3) 重大事態の調査

度会町教育委員会は、報告を受けた重大事態に係る調査主体や組織、調査方法を決定するとともに、必要に応じて「度会町いじめ対策審議会」を設置し、調査に関する諮問を行います。

当該学校を調査主体とする場合は、「学校いじめ対策組織」が母体となって行います。その際、度会町教育委員会は学校に対して必要な指導や人的協力等の支援を

行います。

なお、調査に当たっては、必要に応じて、三重県教育委員会と連携を図るとともに、保健こども課や児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

（４）重大事態に係る調査結果の提供及び報告

当該調査に係る重大事態の事実関係やその他必要な情報については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に提供します。その際、他の関係児童生徒のプライバシー保護を理由に、提供する情報を控えることのないよう、調査に先立ち、関係者への説明等を十分に行うよう留意します。

度会町教育委員会は、当該調査結果を度会町長に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から文書の提出を受けた場合は、必要に応じて度会町長への報告に添付するものとします。

（５）重大事態に係る再調査

度会町教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受けた度会町長は、当該重大事態の対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要があると認める場合は、「度会町いじめ調査委員会」を設置し、再調査を実施します。

度会町長及び度会町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、度会町長は再調査の結果を議会に報告するものとします。

5 保護者等との連携

度会町教育委員会は、保護者が、法第9条に規定する保護者の責務等を踏まえて、

子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者等を対象とした啓発活動や相談窓口の積極的周知を図ります。

また、学校は、保護者会や通信等を利用して、いじめ等の防止に係る情報提供や協力を呼びかけるなど、保護者等との連携を図ります。